

熊野町プレミアム付商品券取扱店募集要項

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、熊野町における消費を喚起・下支えすることを目的として実施する熊野町プレミアム付商品券事業において、熊野町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の取扱店（特定事業者）を募集します。

1 商品券の概要

商品券名称	熊野町プレミアム付商品券
事業主体	熊野町プレミアム付商品券事業実行委員会
購入対象者	(1) 住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族等及び生活保護受給者等を除く。） (2) 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
額面	1冊5,000円（500円×10枚綴り）
販売価格	1冊4,000円（プレミアム率25%）
購入対象者数	約4,200人（見込み）
購入限度数	一人につき5冊まで
使用期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）まで
販売方法	熊野町が交付する購入引換券を指定販売所に提出し、これと引換えに商品券を購入する。

2 商品券の取扱い

(1) 厳守事項

- ア 商品券は、物品の販売、役務の提供等の取引において使用することができます。
- イ 商品券は使用期間内の使用に限り有効となります。使用期間を過ぎた商品券は無効です。
- ウ 商品券と現金との交換はできません。
- エ 使用金額が商品券の額面に満たない場合であっても、つり銭は支払わないでください。
- オ 商品券の盗難・紛失等または偽造、模造等に対して、実行委員会は責任を負いません。
- カ 当該プレミアム付商品券以外にも、周辺市町等で類似のプレミアム付商品券の発行がされ、混同されるおそれがあるため、類似の商品券の発行状況を把握するとともに、使用者に対し、十分な説明・配慮を行うこと。

(2) 商品券の使用対象にならないもの

- ア 出資や債務（振込手数料、電気・ガス・水道料金など）の支払い
- イ 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独

- 自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ウ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
 - エ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
 - オ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
 - カ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和 2 年 3 月 31 日を超えるもの
 - キ その他、各使用店舗が指定するもの
 - ク 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
 - ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する営業に係る支払い
 - コ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - サ 国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
 - シ その他熊野町プレミアム付商品券実行委員会が指定するもの

3 取扱店の資格

熊野町内に事業所、店舗等を有する事業者で、次のアからオまでのいずれにも該当しないもの

- ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行っているもの
- イ 特定の宗教、政治団体等と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ウ 2(2)に掲げる取引、商品のみを取り扱うもの
- エ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するものであるもの
- オ 上記ア～エのほか実行委員会が対象外とすることを適当と認めたもの

4 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることを明確にするため、ポスター等を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 取扱店が独自に商品券の使用対象外となる商品を指定した場合には、その旨を明示してください。
- (3) 商品券の見本により、その特徴を従業員等に周知するとともに、商品券を受け取る時は、偽造された商品券でないかどうかを直ちに確認し、偽造が疑われる場合には、その事実を速やかに実行委員会及び警察に届け出てください。

- (4) 商品券を受けとったときは、他店での再使用を防止するため、商品券の裏側に取扱店の受領印（様式任意）を押印してください。既に受領印があるものは受け取りを拒否してください。
- (5) 受け取った商品券の保管及び管理には、十分注意してください。紛失、盗難等による損失は、取扱店の責務とします。
- (6) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
- (7) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (8) この事業の実施にあたり、実行委員会に協力してください。

5 商品券の換金

(1) 換金方法

実行委員会が指定する金融機関等において手続きを行い、振り込みにより換金します。（詳細な手続き方法は、後日通知します。）

(2) 換金期間

令和元年10月1日（火）から令和2年4月10日（金）まで
期間後の換金には一切応じません。ご注意ください。

(3) 換金手数料

無料

6 申し込み

(1) 申込方法

この募集要項の内容に同意の上、「熊野町プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、次の申込先に原本を持参又は郵送してください。
（ファックス、メール等は不可）

(2) 申込先

熊野町商工会

〒731-4214

安芸郡熊野町中溝四丁目17番13号

☎082-854-0216

(3) 申込期間

令和元年7月26日（金）から8月30日（金）まで

(4) 添付書類

熊野町商工会会員でない場合は、次の書類を添付してください。また、テナントを取りまとめて申請したい場合は、実行委員会へ相談してください。

ア 法人の場合

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書、3か月以内のもの）の写し

イ 個人の場合

- ・直近の確定申告書の写し（税務署の受領印があるものに限る。）
- ・営業許可証などの営業の実態が確認できるもの

(平成 31 年 1 月 1 日以後に開業した場合)

(5) 取扱店の登録

申請があった事業者について、実行委員会の審査を経て取扱店として登録し、一覧を熊野町のホームページに掲載します。

(6) その他

ア 登録料は無料です。

イ 取扱店向けに、次のとおり説明会を実施します。

【日時】令和元年 9 月 19 日 (木) 19:00～ (1 時間程度)

【場所】熊野町民会館 1 階集会室

7 取扱店登録の解除

実行委員会は次に掲げる事由が生じた場合には、取扱店における商品券の受領の有無にかかわらず、登録を取り消します。また、新たな商品券の換金については受け付けないものとし、既に換金等を行っていた場合には、その返還を請求します。

- (1) 取扱店（法人の場合にあっては、その役員及び使用人を含む。以下同じ。）が、商品券の使用、換金等について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。
- (2) 取扱店が、商品券の使用、換金等について、暴力的行為又は脅迫的行為を行ったとき。
- (3) 取扱店の登録後に取扱店の資格がないことが判明したとき。
- (4) 取扱店の登録に際し、申請内容に虚偽、不備等が判明したとき。
- (5) その他実行委員会又は取扱店としての信頼を損ねる行為を行ったとき。

8 その他留意事項

- (1) この募集要項に記載されていない事項については、必要に応じ協議して定めま
- す。
- (2) この事業の取扱いについて追加、変更等があった場合は、町ホームページで周知
- します。

9 問い合わせ先

熊野町プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

〒731-4292

安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号 (熊野町役場 3 階 地域振興課内)

☎082-855-2221